

都市再生緊急整備地域の早期指定と羽田飛行場への池袋から直通電車の実現を求める意見書

都市再生特別措置法にもとづく都市再生緊急整備地域の指定については、現在のところ池袋はその指定地域となっておらず、指定を受けているのは23区の南半分にあたる新宿、秋葉原以南に限られている。東京の更なる発展を展望すると、副都心である池袋を都市再生緊急整備地域として指定することが大変重要である。

また、都市再生特別措置法は、東日本大震災を契機として、大震災が大都市に壊滅的打撃を与えることに鑑み「災害に備える」という視点を取り込んだ改正がなされている。

しかしながら、乗降客数日本第二位の池袋駅は都市再生緊急整備地域の指定がないため、その対象地域には含まれておらず、巨大ターミナル駅の安全性を十分に確保することも困難となっている。今後30年以内に70%の確率で発生が予測されている大震災に対処し、区民の生命及び財産はもとより来街者の安全を守る対策を進めることが喫緊の課題となっている。

一方、池袋地域が都市再生緊急整備地域として指定を受けるためには「国際性」を高めていく必要がある。現在、豊島区においては世界に向けて街の魅力を発信し、人や産業を惹きつける「国際アート・カルチャー都市」を目指して構想づくりが進められている。

こうした施策を現実のものとしていくためには、都市再生緊急整備地域の指定とともに、ハブ空港を目指している羽田飛行場への池袋からの直通電車を是非とも実現することが不可欠である。

よって、豊島区議会は国と東京都に対し、以下の事項を強く求めるものである。

記

- 1 池袋地域についての都市再生緊急整備地域の一日も早い指定。
- 2 池袋から羽田飛行場への直通電車の実現。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

豊島区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
東京都知事

あて